

鳥取県告示第201号

昭和56年鳥取県告示第525号（宅地建物取引主任者証の交付等を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定について）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、宅地建物取引主任者証の交付又はその有効期間の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。</p> <p><u>公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会</u>が実施する宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の17第2号及び第3号に該当する講習</p>	<p>宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、宅地建物取引主任者証の交付又はその有効期間の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。</p> <p><u>社団法人鳥取県宅地建物取引業協会</u>が実施する宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の17第2号及び第3号に該当する講習</p>